

(公印省略)

総評行第 88 号  
令和 2 年 12 月 4 日

厚生労働省 年金局長 殿

総務省 行政評価局長

標準報酬改定に係る決定書の教示事項について (あっせん)

当省は、総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、別紙の 1 (相談内容) のとおり、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく標準報酬月額 of 被保険者への決定通知書で、決定に不服があれば不服申立てできることを教示してほしい、との相談がありました。

上記を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議(令和 2 年 3 月 6 日第 117 回及び同年 9 月 17 日第 118 回)で検討した結果、当局としては、同会議の意見を踏まえ、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るため、下記の措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

貴省の措置結果については、令和 3 年 1 月 29 日(金)までにお知らせください。

## 記

1 制度概要及び調査結果等  
別紙の 2 及び 3 参照

2 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の主な意見

厚生年金保険の標準報酬月額の決定について審査請求できる旨を被保険者に教示することは、その権利保障の観点から必要であることに加え、働き方が多様化して兼業が進み、複数の事業主から報酬を得る者が増えると、教示の必要性は一層高まると考えられることから、厚生労働省に改善方策の検討を求める必要性について行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

○ 審査請求前置主義が規定されているので、審査請求できる期間を徒過すると訴訟もできなくなる。このため、訴訟の前に審査請求すべき旨を知らせる

ことは、権利保障の観点から極めて重要である。

- 教示している事業所もあることから、そのような例も踏まえ、検討を求め  
てもよいのではないか。

(2) 当局の意見

厚生労働省は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の  
権利保障を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、  
通知された決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記すること。
- ② 上記の旨を事業主及び被保険者に周知すること。

## 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について —制度概要及び調査結果等—

### 1 相談内容

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号、以下「法」という。）第 21 条の規定に基づく標準報酬月額決定通知書は、保険者（日本年金機構）から事業主へ送られ、その後、被保険者に送付される仕組みになっているが、事業主に送られる決定通知書には教示事項（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に不服申立てができることの教示）があるものの、被保険者宛ての決定通知書には、教示事項が記載されていない。

事業主宛ての決定通知書には、標準報酬月額の内容を速やかに被保険者に伝えなければならないといった記載もあるが、被保険者の中には、標準報酬月額に不満のある者もあり、不服申立てができることを被保険者宛ての決定通知書でも教示すべきではないか。

### 2 制度概要及び調査結果

#### (1) 標準報酬月額の定時決定について

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7 月 1 日現在で使用している全被保険者の 3 か月間（4～6 月）の報酬月額を算定基礎届により厚生労働大臣（厚生労働大臣の権限に係る事務の委任により日本年金機構（法第 100 条の 4。以下同じ。））に届出し（法第 27 条）、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき毎年 1 回、標準報酬月額を決定し直している（定時決定）。決定し直された標準報酬月額は、9 月から翌年 8 月までの各月に適用される（法第 21 条第 1 項、第 2 項）。

#### (2) 決定内容の通知について

厚生労働大臣は、標準報酬月額決定を行ったときは、その旨を、報酬月額に関する届出義務（法第 27 条）を負っている事業主に通知しなければならない（法第 29 条第 1 項）。

また、事業主は、厚生労働大臣から標準報酬月額決定の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない（法第 29 条第 2 項）。

事業主が上記の通知義務に反して正当な理由なく通知しなかった場合には、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される（法第 102 条第 2 号）。

なお、事業主から被保険者等への通知方法や様式について定めた法令はないが、日本年金機構の HP には、以下のとおり、事業主から被保険者への

通知様式例が掲載されている。

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)				氏名	例示
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	平成 年 月 日	標準報酬月額	(健保) (厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	平成 年 月	従前の標準報酬月額	(健保) (厚年)	千円
			決定後の標準報酬月額	(健保) (厚年)	
<input type="checkbox"/>	随時改定	平成 年 月	従前の標準報酬月額	(健保) (厚年)	千円
			改定後の標準報酬月額	(健保) (厚年)	
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	平成 年 月 日	標準賞与額	(健保) (厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	平成 年 月 日			
このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。					
<small>※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は・・・          ・資格取得時の決定・・・資格取得時(入社)し被保険者となった場合          ・定時決定・・・毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定)          ・随時改定・・・報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定)          ・賞与支払時の決定・・・賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定)          ・資格喪失日・・・退職日の翌日</small>					
平成 年 月 日 事業所所在地 _____					
事業所名称 _____					
事業主氏名 _____					

(参考) 事業主から被保険者又は被保険者であった者への通知様式例 (日本年金機構 HP に掲載)

### (3) 標準報酬月額の決定に係る審査請求と教示について

法第90条は、「厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」としている。

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項は、「行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。」としている。

このため、報酬月額に関する届出義務及び保険料納付義務(法第27条、第82条第2項)を負っており「処分の相手方」である事業主に対し、厚生労働大臣は、行政不服審査法に基づき、上記2(2)の通知により、決定に不服があるときは審査請求できる旨を教示(※)している。

## ※ 標準報酬決定通知書における教示事項

1 この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

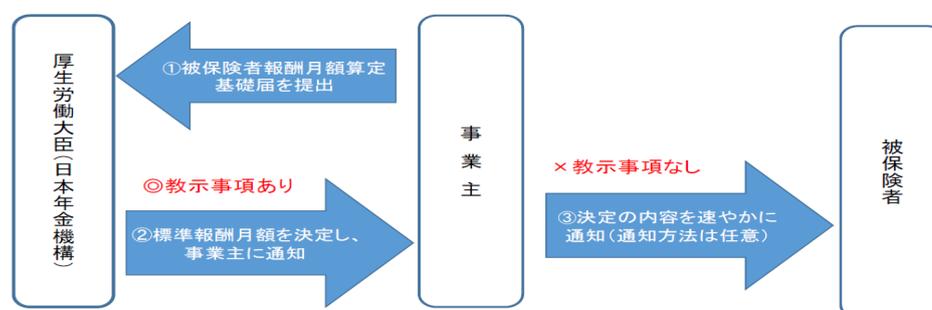
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定（以下「決定」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求のあった日から2か月を経過しても決定がないときや、この通知書の決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決定を経なくても提起できます。この訴えは、決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

2 この通知書を受け取ったら、すみやかに確認された資格取得年月日および決定された標準報酬を、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。

（注）日本年金機構の資料による。

なお、上記2(1)及び(2)の手続をまとめると、以下の図のとおりとなる。

図 標準報酬決定に係る手続の流れ



（注）当局において作成

## 3 関係機関の意見等（厚生労働省年金局・日本年金機構）

### (1) 被保険者への教示について

法第27条、法第29条第1項、行政不服審査法第82条の規定を踏まえて、日本年金機構では、処分の相手方である事業主に送付する決定通知書に教示事項を記載している。また、被保険者にも、求めがあれば適切に教示している。

### (2) 被保険者への記録のお知らせについて

日本年金機構は、被保険者の権利保障の観点から、全ての被保険者に、毎年1回、直近1年間の年金の加入記録や標準報酬月額等を記載した「ねん

きん定期便」を送付し、自身の記録に誤り等がないかを確認いただいている。

仮に、自身の記録に誤り等があると考える場合には、処分が行われた日からの期間にかかわらず、年金記録の訂正の請求（法第28条の2第1項）を行うことが可能であり、日本年金機構においてその手続を案内している。当該請求が行われた場合には、請求に対する決定に関して不服があれば審査請求ができることとされており、請求者へ決定内容を通知する際にその旨を教示している。

### (3) 標準報酬月額 of 算定方法について

標準報酬月額については、事業主から提出される算定基礎届に記載されている報酬月額に基づいて、機械的・客観的に算定されており、行政庁による裁量の余地はない。

なお、日本年金機構は、この算定基礎届の内容について、必要があれば事業所調査などにより確認している。